

5 福薬業発第 3 4 8 号
令和 5 年 1 1 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

「妥結率等に係る報告書」提出についてのお知らせ

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険薬局は、妥結率、単品単価契約率、一律値引き契約に係る状況について、毎年 10 月 1 日から 11 月末日までに、同年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における実績を、地方厚生（支）局長に報告する必要があります。

つきましては、九州厚生局のホームページ「妥結率等に係る報告について」をご確認いただき、九州厚生局指導監査課宛にご提出をお願いいたします。

なお、未提出の場合は、「妥結率が低い保険薬局」とみなされ、妥結率 50% 以下の場合の調剤基本料となりますのでご注意ください。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

九州厚生局 > 申請・届出等の手続案内 > 妥結率等に係る報告について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/daketuritu/index.html

以 上